

東京地方裁判所 本訴 平成●●年（〇〇）第●●号 供託金還付請求権確認請求事件、反訴 平成●●年（〇〇）第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求反訴事件

国側当事者・国

令和元年12月6日一部認容・棄却・控訴

判 決

本訴原告兼反訴被告 株式会社X  
(以下、単に「原告」という。)

同代表者代表取締役 A  
同訴訟代理人弁護士 檜山 公彦  
本訴被告兼反訴原告 国

(以下、単に「被告」という。)

同代表者法務大臣 三好 雅子  
同指定代理人 川端 裕子  
同 大岡 仁  
同 神山 典子  
同 米窪 康幸  
同 島村 清一郎  
同 八野 沙絵

主 文

- 1 本訴原告（反訴被告）と本诉被告（反訴原告）との間において、別紙供託金目録1記載の供託金のうち34万9038円につき、本訴原告（反訴被告）が還付請求権を有することを確認する。
- 2 反訴原告（本诉被告）と反诉被告（本訴原告）との間において、別紙供託金目録1記載の供託金のうち20万5200円並びに別紙供託金目録2及び3記載の各供託金につき、反訴原告（本诉被告）が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 3 本訴原告（反訴被告）のその余の請求を、いずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを30分し、その1を本诉被告（反訴原告）の負担とし、その余を本訴原告（反訴被告）の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 本訴

- (1) 本訴原告と本诉被告との間において、別紙供託金目録1記載の供託金につき、本訴原告が還付請求権を有することを確認する。
- (2) 本訴原告と本诉被告との間において、別紙供託金目録2記載の供託金のうち500万円につき、本訴原告が還付請求権を有することを確認する。

2 反訴

主文2項と同旨

## 第2 事案の概要

東京国税局長は、有限会社B（以下「滞納会社」という。）に対する租税債権を徴収するため、別紙供託金目録1ないし3記載の各供託金（ただし、同1記載の供託金については、一部）の還付請求権を、それぞれ差し押さえた。

本訴は、原告が、滞納会社から、別紙供託金目録1及び2記載の各供託者（各第三債務者）に対する債権（ただし、同1については全額、同2については500万円に満つるまで）を譲り受けていたことから、被告である国に対し、原告に対する上記の債権譲渡が東京国税局長による上記の差し押えに優先する旨を主張して、同目録1記載の供託金の全額及び同2記載の供託金のうち500万円について各還付請求権を有することの確認を求める事案である。また、反訴は、滞納会社が原告に譲渡した各債権に譲渡禁止特約が付されていることから、被告が、別紙供託金目録1ないし3記載の各供託の被供託者の一人である原告に対し、当該債権譲渡がいずれも無効であると主張して、別紙供託金目録1ないし3記載の各供託金（ただし、同1記載の供託金については、一部）の還付請求権の取立権を有することの確認を求める事案である。

本訴及び反訴においては、原告が債権譲渡禁止特約の存在について悪意又は重過失といえるかが争われている。

### 1 争いのない事実等

以下の事実は、いずれも当事者間に争いのない事実又は証拠等によって容易に認定することのできる事実であり、後者については、末尾に認定根拠（なお、証拠の枝番号については、一部の証拠を用いる場合を除きその表記を省略する。以下同じ。）を掲記する。

#### (1) 当事者等

ア 原告は、①石油製品販売、②自動車部品及び自動車用品販売、③給油所施設の設置販売及び賃貸、④損害保険代理店業務等を目的とする会社である（乙34）。

イ 滞納会社は、一般貨物自動車運送業等を目的とする会社である（乙1）。

#### (2) 原告の滞納会社との契約

原告は、平成20年3月11日、滞納会社との間で、石油製品、自動車部品、自動車アクセサリー等の原告が扱う商品及び役務の一切を、滞納会社に継続的に売り渡すことを約する商品売買基本契約を締結した（以下「本件売買基本契約」という。）。

なお、本件売買基本契約の6条には、滞納会社が、差し押え等の処分を受けたとき、財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められるときなどには、当然に期限の利益を失い、原告は、何らの催告をすることなく同契約を解除することができる旨が定められている。

（以上につき、甲1）

#### (3) 滞納会社の第三債務者との契約

ア (ア) 滞納会社は、平成21年4月1日、C株式会社（以下「C社」という。）との間で、同社の営業に係る貨物の運送業務について、同社が滞納会社に委託することを内容とする運送委託契約（以下「本件運送契約1」という。）を締結した。

本件運送契約1においては、C社及び滞納会社が、「本契約から生じる一切の権利義務（債権債務を含む）の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供してはならない」と定められている（16条。以下「本件譲渡禁止特約1」という。）。

（以上につき、乙3、弁論の全趣旨）

(イ) 滞納会社は、その労働者をC社に派遣するに当たり、平成22年4月1日、同社との間で、労働者派遣基本契約（以下「本件派遣契約」という。）を締結した（乙5）。  
イ 滞納会社は、平成18年7月1日、株式会社D（当時の商号は「株式会社E」。以下、商号変更の前後を問わず「D社」という。）との間で、同社が取り扱う貨物の運送について、同社が滞納会社に委託することを内容とする運送契約（以下「本件運送契約2」という。）を締結した。

本件運送契約2においては、「乙（引用者注：滞納会社）は、あらかじめ甲（同：D社）の書面による承諾を得なければ、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡することはできない」と定められている（20条。以下「本件譲渡禁止特約2」という。）。

（以上につき、乙15、16、弁論の全趣旨）

#### （4）原告に対する債権譲渡等

ア 滞納会社は、本件売買基本契約に基づき、原告から軽油等の商品を買って受けていたところ、平成27年10月30日、原告との間で、滞納会社が本件売買基本契約に基づき原告に対して負担する商品代金債務を担保するため、滞納会社の「第三債務者（引用者注：C社及びD社）との継続的運送契約に基づいて発生する第三債務者に対する運送料債権」を、次のとおり原告に譲渡する契約を、それぞれ締結した（甲4の1、甲6の1。以下、このうち、C社に対する債権を原告に譲渡する契約を「本件譲渡契約1」、D社に対する債権を原告に譲渡する契約を「本件譲渡契約2」という。）。

##### （ア）譲渡される債権の範囲

滞納会社に将来本件売買基本契約6条所定の事由が発生した時点における、同社の第三債務者に対する運送料債権及びその時点以降に発生する継続的運送料債権のうち、限度額1000万円に満つるまで

##### （イ）譲渡通知

滞納会社に本件売買基本契約6条所定の事由が発生した場合には、原告は、滞納会社からあらかじめ交付を受けた債権譲渡証及び債権譲渡通知書の白地（日付及び金額）欄を適宜補充し、滞納会社に代わって債権譲渡通知書を発送することができる。

イ 原告は、滞納会社に本件売買基本契約6条所定の事由が発生したことから、平成29年5月16日、C社に対しては、滞納会社が同社に対して有する運送契約に基づく運送料債権のうち、同日以降に支払期日の到来する一切の債権にして金100万円に満つるまでにつき、原告が譲り受けた旨を、また、D社に対しては、滞納会社が同社に対して有する運送契約に基づく運送料債権のうち、同日以降に支払期日の到来する一切の債権にして金500万円に満つるまでにつき、原告が譲り受けた旨を、それぞれ内容証明郵便で通知した（甲4の3、甲6の3。以下、C社に対する当該債権譲渡及びその通知を、それぞれ「本件債権譲渡1」、「本件通知1」と、D社に対する当該債権譲渡及びその通知を、それぞれ「本件債権譲渡2」、「本件通知2」という。）。

同月17日、本件通知1はC社に、同2はD社に、それぞれ到達した（乙8、甲6の4）。

#### （5）滞納会社が他の第三者に債権を譲渡した旨の通知

ア 滞納会社は、平成29年5月19日、C社に対しては、滞納会社がC社に対して有する同月12日現在までの売掛債権及び今後発生する売掛債権につき、F株式会社（以下

「F」という。)に譲渡した旨を、D社に対しては、滞納会社がD社に対して有する同日現在までの売掛債権及び今後発生する売掛債権につき、Fに譲渡した旨を、それぞれ内容証明郵便をもって通知し(乙9、19)、同各通知書は、同月22日、それぞれ、C社又はD社に到達した(乙10、20)。

イ 滞納会社は、平成29年5月22日、C社に対しては、滞納会社がC社に対して有する売掛債権及び今後生じる売掛債権の全額につき、G(以下「G」という。)に譲渡した旨を、D社に対しては、滞納会社がD社に対して有する売掛債権及び今後生じる売掛債権の全額につき、Gに譲渡した旨を、それぞれ内容証明郵便をもって通知し(乙11、21)、同各通知書は、同月23日、それぞれ、C社又はD社に到達した(乙12、22)。

ウ 滞納会社は、平成29年5月24日、C社に対しては、滞納会社がC社に対して有する同月9日までの売掛債権及び請負債権の全額並びに今後発生する売掛債権及び請負債権の全額につき、H(以下「H」という。)に譲渡した旨を、D社に対しては、滞納会社がD社に対して有する同日までの売掛債権及び請負債権の全額並びに今後発生する売掛債権及び請負債権の全額につき、Hに譲渡した旨を、それぞれ内容証明郵便をもって通知し(乙13、23)、同各通知書は、同月25日、それぞれ、C社又はD社に到達した(乙14、24)。

#### (6) 供託

ア C社は、平成29年5月30日当時、滞納会社に対し、本件運送契約1に係る債務(20万5200円。以下、同日当時における滞納会社の当該債権を「本件運送料債権1」という。)及び本件派遣契約に係る債務(34万9038円。以下、同日当時における滞納会社の当該債権を「本件派遣料債権」という。)を負っていたところ、同日、本件譲渡禁止特約1を根拠に債権者不確知を原因として、東京法務局に対し、別紙供託金目録1記載の供託をした(以下「本件供託1」という。)

(以上につき、甲5、乙6、7)

イ D社は、平成29年5月29日当時、滞納会社に対し、本件運送契約2に係る債務(以下、同日当時における滞納会社の当該債権を「本件運送料債権2」という。)とD社の有する反対債権を相殺した688万6121円の債務を負っていたところ、同日、本件譲渡禁止特約2を根拠に債権者不確知を原因として、東京法務局に対し、別紙供託金目録2記載の供託をした(以下「本件供託2」という。)

(以上につき、甲7、乙17、18)

ウ D社は、平成29年6月30日当時、滞納会社に対し、本件運送契約2に係る債務(以下、同日当時における滞納会社の当該債権を「本件運送料債権3」という。)とD社の有する反対債権を相殺した262万9773円の債務を負っていたところ、同日、本件譲渡禁止特約2を根拠に債権者不確知を原因として、東京法務局に対し、別紙供託金目録3記載の供託をした(以下「本件供託3」という。)

(以上につき、乙47ないし49)

#### (7) 東京国税局長による差押え等

ア (ア) 被告(所轄庁・東京国税局長)は、平成29年5月22日当時、滞納会社に対し、既に納期限を経過した別紙租税債権目録1記載の租税債権を有していた(乙46の

1)。

東京国税局長は、上記滞納国税を徴収するため、同日、滞納会社がD社に対して有する本件運送料債権2及び3をそれぞれ差し押さえ(乙25、50)、これらに係る各債権差押通知書が、同月23日、同社にそれぞれ送達された(乙26、51)。

(イ) また、被告(所轄庁・東京国税局長)は、平成29年5月23日当時、滞納会社に対し、既に納期限を経過した別紙租税債権目録2記載の租税債権を有していた(乙46の2)。

東京国税局長は、上記滞納国税を徴収するため、同日、滞納会社がC社に対して有する本件運送料債権1を差し押さえ(乙27)、これに係る債権差押通知書が、同月24日、同社に送達された(乙28)。

イ 原告は、本件債権譲渡1及び2に関する東京国税局長からの照会に対し、平成29年6月12日、本件供託1に係る供託金の一部(本件運送契約1に係るもの)及び本件供託2に係る供託金を被告が取り立てることについて、同意しない旨を回答した(乙29)。

ウ(ア) 被告(所轄庁・東京国税局長)は、平成29年6月16日当時、滞納会社に対し、既に納期限を経過した別紙租税債権目録3記載の租税債権を有していた(乙46の3)。

東京国税局長は、これを徴収するため、同日、本件供託1に係る供託金の一部(本件運送契約1に係る20万5200円)及び本件供託2に係る供託金の各還付請求権をそれぞれ差し押さえ(乙30、32)、これらに係る各債権差押通知書が、同月20日、東京法務局の供託官にそれぞれ送達された(乙31、33)。

(イ) 被告(所轄庁・東京国税局長)は、平成29年7月24日当時、滞納会社に対し、既に納期限を経過した別紙租税債権目録4記載の租税債権を有していた(乙46の4)。

東京国税局長は、これを徴収するため、同日、本件供託3に係る供託金の還付請求権を差し押さえ(乙52)、これに係る債権差押通知書が、同月26日、東京法務局の供託官に送達された(乙53)。

#### (8) 原告及びF等の訴訟

ア 原告は、平成29年7月、本件供託1及び2の原告を除く被供託者である、滞納会社、F、G及びHを被告として、本件供託1に係る供託金全部及び本件供託2に係る供託金のうち500万円の各還付請求権を、原告が有することの確認を求める訴訟(当庁平成●●年(〇〇)第●●号。以下「別件訴訟」という。)を、当庁に提起した。

イ 別件訴訟において被告の一人とされた滞納会社は、当初、原告に対する債権譲渡が無効である旨を主張して争っていたものの、平成29年12月7日の第4回口頭弁論期日において、譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者は、特段の事情がない限り、その無効を主張することが許されないとする最高裁判所の判例に照らし、上記主張を撤回した。

当庁は、同日、別件訴訟における原告の請求をいずれも認容する判決を言い渡し、同判決は、平成30年1月5日に確定した。

(以上につき、甲8、9、弁論の全趣旨)

## 2 争点

本件における争点は、原告が本件譲渡禁止特約1及び2の存在を知っていたか（悪意）、知らなかったとしても、そのことについて重大な過失があるかであり、この点に係る当事者の主張は、次のとおりである。

（被告の主張）

（1）ア 法人の善意・悪意は、原則としてその代表機関又は代理人を基準として判断される。

しかし、法人機構の複雑化、取引の大量化現象の下、代表者が知らない間に、しかも、代理形式をとらずに行われる取引が増加しており、このような事態について公平な解決を図るためには、被用者の悪意・重過失をもって法人の悪意・重過失と同視すべきであるから、法人の悪意・重過失の認定は、その代表機関又は代理人のみならず、補助者として活動する従業員らの主観的態様をも考慮して判断すべきである。

イ 原告の関東支店において、同支店長であるI（原告の取締役でもある。以下「I支店長」という。）に次ぐ立場にあったJ（以下「J」という。）は、平成27年9月頃、滞納会社から、売掛金の支払が困難であるとの連絡を受け、I支店長と協議し、その対処方法として、二、三回程度の分割払とし、それが難しい場合には滞納会社が有する売掛金を担保とする方針を立てた。その上で、Jは、同支店長から直接指示を受けながら、滞納会社の代表取締役であるK（以下「K社長」という。）との面談を始めとして、譲渡対象債権の選定から本件譲渡契約1及び2の締結に至るまでの一連の業務を主体的に行った。

したがって、本件においては、原告の代表取締役のみならず、I支店長、Jらの主観的態様をも考慮した上で、法人である原告の悪意・重過失の有無を判断すべきである。

（2）ア 原告は、平成23年以降、複数回にわたって、取引先である運送業者との間で集合債権譲渡担保契約を締結し、当該運送業者の第三債務者に対する金銭債権を譲り受けており、本件譲渡契約1及び2の前年である平成26年には、4回にわたって、譲渡債権に係る複数の第三債務者が、譲渡債権に譲渡禁止特約が付されているとして債権者不確知を原因として供託したことから、譲り受けた運送代金債権等を約9か月にわたって回収することができなくなるといった経験を有している。そのため、原告は、債権譲渡取引について、豊富な業務経験及び高度な専門知識を有していた。

また、Jは、本件譲渡契約1及び2の締結よりも前に、売掛金回収のために、譲渡禁止特約が付された債権を譲り受け、その後第三債務者から譲渡禁止特約の存在を理由として供託された経験を有していた。

そして、原告は、滞納会社に不測の事態があったときに確実に債権を回収することを意図し、滞納会社と間で、本件譲渡契約1及び2を締結したのであるから、両契約の締結に当たっては、最も重要な要素である譲渡の対象となる債権の詳細を把握していたと考えられる。

イ したがって、本件譲渡禁止特約1及び2の存在について、Jについては原告は悪意であったというべきである。

（3）ア 前記（2）アのとおり、原告は、債権譲渡取引について、豊富な業務経験及び高度な専門知識を有していたのであるから、本件譲渡契約1及び2に基づき本件運送料債権1及び2を譲り受けるに際しても、両債権に譲渡禁止特約が付されている可能性があることを優に知り得たというべきである。

また、原告は、少なくとも本件譲渡契約1及び2を締結するまでに、支店において直接担当するものも含め、債権譲渡担保契約を締結する際には、少なくとも譲渡対象債権に係る契約書等を確認するなどして、譲渡禁止特約が付されていない債権を取得すべきことを、本社・支店を問わずに周知・指示し、かかる手続が履行される体制を構築すべきであったし、かかる体制を構築することは容易であった。

イ したがって、原告は、少なくとも、本件譲渡契約1及び2の締結に際し、滞納会社に対して、本件運送契約1及び2に係る契約書の存否を確認し、その提示を求めて内容を確認するなどして、本件譲渡禁止特約1及び2の有無を調査・確認すべきであったといえる。原告がかかる調査・確認をせず、本件運送料債権1及び2に譲渡禁止特約が付されていることを知らなかったのであれば、重大な過失があるというべきであり、原告は、本件運送料債権1及び2を取得し得ず、本件供託1及び2の還付請求権も取得し得ない。

(原告の主張)

(1) 本件は、金融機関でも大企業や上場会社でもない中小規模の閉鎖会社の間で行われた、(預金債権でなく)運送料債権を対象とする債権譲渡である。また、債権譲渡禁止特約は、本来、債務者の利益を図るために締結されるものであるところ、本件においては、対象債権の債務者に当たるC社及びD社の利益は、供託により既に図られているにもかかわらず、譲渡人たる滞納会社の差押債権者にすぎない被告が、専ら自身の利益のために、自身が付したのではない譲渡禁止特約の効力を主張している。

本件においては、以上の特殊性を十分に考慮して、原告に悪意ないし重過失が認められるかを判断する必要がある。

(2) 原告は、本件譲渡契約1及び2の締結当時、滞納会社のC社に対する運送料債権に本件譲渡禁止特約1が、D社に対する運送料債権に本件譲渡禁止特約2が、それぞれ付されていることを知らなかった。

(3) ア また、原告は、宮城県岩沼市に本社を置き石油製品販売等を行う資本金●●円の閉鎖会社にとどまる上、本件譲渡契約1及び2の締結当時、運送料債権について、一般的に譲渡禁止特約が付されているといった状況にはなかった。

原告の担当者であるJは、本件譲渡契約1及び2の締結に当たり、滞納会社の代表者であるK社長に対し、滞納会社のC社及びD社に対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されているかを口頭で確認し、付されていない旨の回答を得た(なお、この際、本件運送契約1及び2に係る各契約書の提示は、受けていない)。滞納会社の一連の行為に原告が疑問を抱くべき特段の事情も、あったとはいえない。

イ したがって、原告が本件譲渡禁止特約1及び2の存在を知らなかったことについて、重過失はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実等

本件における証拠(争いのない事実を除き、認定の主たる根拠となった証拠を、その末尾に掲記する。)及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

(1) 原告は、昭和50年8月●日、①石油製品販売、②自動車部品及び自動車用品販売、③給油所施設の設置販売及び賃貸、④損害保険代理店業務等を目的として設立された株式会社で

ある。原告の資本金は●●円であり、平成30年7月時点における従業員は●●名、年商は●●億円である。原告は、本社のほかに、北海道支店及び関東支店（計2支店）を有するほか、盛岡市、福島県本宮市、新潟県北蒲原郡及び名古屋市中区に各営業所（計4営業所）を有し、約6000に及ぶ運送会社と間で、継続的に取引をしている。（乙35、37）

(2) ア 原告は、記録上明らかとなっているものに限っても、取引先である運送会社（計4社）との間で、それぞれ、平成23年3月10日、同年5月6日、平成24年12月18日及び平成25年5月2日に、集合債権譲渡担保契約を締結し、当該各運送業者の第三債務者に対する金銭債権を譲り受けた経験を有する。

イ また、原告は、運送会社である株式会社L（債務者。以下「L」という。）から、同社の計57社（第三債務者）に対する運送料債権を譲り受け、平成25年11月6日、その旨の債権譲渡登記を経由した。

上記の第三債務者に対する運送料債権のうち、少なくともM株式会社（以下「M」という。）、N株式会社、O株式会社及びP株式会社に対するものには、それぞれ譲渡禁止特約が付されていたところ、上記4社は、それぞれ、平成26年1月に、原告から上記債権譲渡に係る通知を受けたものの、原告の善意・悪意が不明であり債権者を確知することができないとして、同月から同年2月にかけて、被供託者をL又は原告（ただし、上記4社のうち、M及びP株式会社による供託については、被供託者を、それぞれ、L、原告又は株式会社Q銀行）として、上記運送料債権相当額を供託した。

（以上につき、乙43、弁論の全趣旨）

ウ さらに、原告は、運送会社である有限会社R（債務者。以下「R」という。）との間で、集合債権譲渡担保契約を締結し、平成26年11月18日、同契約に基づき、同社がM（第三債務者）に対して有していた債権を譲り受けた旨の債権譲渡登記を経由した。

譲渡の対象となった上記の債権には譲渡禁止特約が付されていたところ、Mは、平成28年3月8日に、原告から上記債権譲渡に係る通知を受けたものの、原告の善意・悪意が不明であり債権者を確知することができないとして、同年4月28日、被供託者をR又は原告として、「貨物運送業務委託契約書に基づく金3,980,179円」を、仙台法務局に供託した。

（以上につき、乙42、弁論の全趣旨）

(3) ア Jは、平成27年9月当時、原告の関東支店において、同支店長であるI支店長（なお、原告の取締役でもある。）に次ぐ、営業次長の立場にあった。

イ Jは、平成27年9月頃、滞納会社のK社長から、翌10月末に予定される原告に対する債務（本件売買基本契約に基づくもの）の支払が困難であるとの連絡を受けた。

Jは、I支店長と、その対応を協議し、その対処方法として、二、三回程度の分割払とすること、そして、それが難しい場合には滞納会社が有する売掛金（運送料債権）を担保とする旨の方針を立てた。

ウ Jは、平成27年10月13日頃、担当従業員1名と共に、滞納会社の本社事務所を訪問し、K社長と対応を協議した。

この中で、Jは、K社長が、二、三回ないしそれ以上の回数分割払を困難と回答したことなどから、同社長に対し、滞納会社が有する運送料債権を担保とすることが、原告が滞納会社に対して支払を猶予し、かつ、今後同社との取引を継続する条件である旨

を伝えるなどして交渉し、その結果、同社長との間で、原告の滞納会社に対する債権の担保として、同社の複数の取引先（第三債務者）に対する運送料債権を譲り受けることを合意した。

Jは、譲渡の対象とする債権を選定するため、K社長から、同日時点における滞納会社の売掛金請求書の各写しを提供してもらい、これを持ち帰った。

エ Jは、その後、Iと協議するなどして譲渡の対象とする債権を選定した上で、平成27年10月16日頃、担当従業員1名と共に、再度、滞納会社の本社事務所を訪問し、本件譲渡契約1及び2に係る契約書（甲4の1、甲6の1）に、滞納会社の押印を得た。

なお、原告は、その後、内部手続を経るなどして、同月30日、滞納会社との間で、本件譲渡契約1及び2を締結した。

（以上につき、甲21、証人J、弁論の全趣旨）

(4) 原告は、本件譲渡契約1及び2の締結後、滞納会社との間で、本件売買基本契約に基づく取引を継続したが、K社長から、平成28年12月、支払が困難である旨の連絡を受け、さらに、平成29年2月にも支払が遅れる旨の連絡を受けるなどした結果、同年5月16日、本件債権譲渡1及び2を実施し、これらに係る本件通知1及び2が、同月17日、各第三債務者（C社及びD社）にそれぞれ到達した。

（以上につき、甲21、証人J、弁論の全趣旨）

## 2 事実認定の補足（口頭による確認の有無）

(1) 本件において、原告は、Jが、本件譲渡契約1及び2の締結に当たり、滞納会社の代表者であるK社長に対し、滞納会社のC社及びD社に対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されているかを口頭で確認し、付されていない旨の回答を得た旨、本件運送契約1及び2に係る各契約書については、提示を受けていない旨を主張し、Jも、これと同旨の証言をする（証人J）ほか、その陳述書（甲21）にもこれに沿う内容の記載がある。

(2) ア しかし、かかるJの証言等によれば、K社長は、Jから、滞納会社のC社及びD社に対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されているかを口頭で問われた際、本件譲渡禁止特約1及び2が付されていたにもかかわらず、あえて虚偽の回答をしたこととなる。前記1(3)のとおり、K社長が代表者を務める滞納会社は、当時、本件売買基本契約に基づく原告との取引に係る債務の支払に窮しており、Jから、支払猶予及び取引継続の条件として、滞納会社の売掛金である運送料債権の譲渡を求められていたのであるから、かかる条件を満たすために、原告が譲り受けることが可能な売掛債権を提供する必要があったと考えられるところ、K社長が、Jから譲渡禁止特約の有無を口頭で尋ねられた際、本件運送契約1又は2に係る各契約書の提示を求められれば本件譲渡禁止特約1又は2が付されていることが容易に判明してしまうにもかかわらず、あえて虚偽の回答をしたとするのは、不自然な感が否めない。しかも、前記1(3)ウ、エの経緯に照らせば、この際、滞納会社の売掛債権は複数存したものと認められ、滞納会社は、原告に対し、C社及びD社に対する売掛債権を譲渡するほかなかったといった事情は認められない。

また、前記第2の1(8)イのとおり、滞納会社は、別件訴訟において、第4回口頭弁論期日まで、原告に対する債権譲渡（本件債権譲渡1及び2）が無効である旨を主張して争っていたのであり、この点からも、K社長が、Jから譲渡禁止特約の有無を口頭

で尋ねられ、虚偽の回答をしたことを意味する、前記（１）のJの証言等の信用性には疑問がある。

さらに、前記１（２）イ、ウのとおり、原告は、平成２５年１１月６日までに、LからMを含む計５７社に対する運送料債権を譲り受けた後、Mに対する債権に譲渡禁止特約が付されていたため、同社に、平成２６年２月までに債権者不確知を原因とする供託をされた経験を有するにもかかわらず、同年１１月１８日までに、Rから（同じく）Mに対する運送料債権を譲り受け、平成２８年４月２８日に、再び同社に、譲渡禁止特約が付されていたことによる債権者不確知を原因として、供託をされている。これによれば、原告は、本件譲渡契約１及び２の締結（平成２７年１０月３０日）当時も、担保として譲り受ける債権に譲渡禁止特約が付されているか否かについて、関心を抱いていなかった疑いがあるといわざるを得ず、少なくとも、本件譲渡契約１及び２の締結に当たって口頭で債権譲渡禁止特約の有無を確認したとする、前記（１）のJの証言等の信用性には、この点からも疑問がある。

イ したがって、前記（１）のJの証言等については、その信用性に疑問があり、前記（１）の原告の主張を採用することはできない。つまり、Jが、本件譲渡契約１及び２の締結に当たり、滞納会社の代表者であるK社長に対し、滞納会社のC社及びD社に対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されているかを口頭で確認したとの事実は、認められない。

### ３ 検討

（１）以上を前提に、本件譲渡禁止特約１及び２が付されていることに係る原告の悪意・重過失の有無を検討すると、前記１（１）、（２）の原告の会社としての業務内容、規模、実績、集合債権譲渡担保契約等を締結した経験の数及び内容等に照らすと、原告は、本件譲渡契約１及び２と同様の運送料債権を対象とする債権譲渡取引について、相当な業務経験及び知識を有するものと認められる。

ところが、原告は、滞納会社と本件譲渡契約１及び２を締結するに当たり、その対象とされたC社及びD社に対する運送料債権に譲渡禁止特約が付されているか否かに関し、本件運送契約１及び２の契約書の提示を求めている（当事者間に争いが無い。）上、前記２のとおり、譲渡禁止特約の有無について口頭で確認したとも認められない。

（２）前記１（３）の本件譲渡契約１及び２が締結された経緯に照らせば、Jが両契約の締結に際し、K社長に本件譲渡禁止特約１及び２の有無について、口頭で確認し、必要に応じて契約書の提示を求めるなどすることについて、障害となるような事情はうかがわれない上、この際、Jは、原告（前記（１）のとおり、運送料債権を対象とする債権譲渡取引について、相当な業務経験及び知識を有するものと認められる。）の関東支店長兼取締役である、I支店長と対応を協議した上で、滞納会社との間で本件譲渡契約１及び２を締結するに至ったと認められることを考慮すると、両契約の締結当時、仮に原告が本件譲渡禁止特約１及び２の存在を知らなかったとしても、そのことについて、重大な過失があると認めるのが相当である。

（３）ア 前記第２の１（４）のとおり、本件において、原告は、平成２７年１０月３０日、滞納会社との間で、滞納会社の「第三債務者（引用者注：C社及びD社）との継続的運送契約に基づいて発生する第三債務者に対する運送料債権」を原告に譲渡する契約（本件

譲渡契約1及び2)を、それぞれ締結し、滞納会社に本件売買基本契約6条所定の事由が発生したことから、平成29年5月16日、滞納会社がC社に対して有する運送契約に基づく運送料債権のうち、同日以降に支払期日の到来する一切の債権にして金100万円に満つるまで、及び、滞納会社がD社に対して有する運送契約に基づく運送料債権のうち、同日以降に支払期日の到来する一切の債権にして金500万円に満つるまでの各債権を、それぞれ譲り受けた(本件債権譲渡1及び2)。

原告は、本件債権譲渡1の対象を本件運送料債権1及び本件派遣料債権とし、本件債権譲渡2の対象を本件運送料債権2と主張しており、このことを被告も争っていないため、原告は、本件債権譲渡1により本件運送料債権1及び本件派遣料債権を、本件債権譲渡2により本件運送料債権2を、それぞれ譲り受けたものと認められるが、このうち、本件運送料債権1及び2には、それぞれ本件譲渡禁止特約1及び2が付されており、かつ、前記(2)のとおり、原告には両特約が付されていることを知らなかったことにつき重大な過失が認められるから、本件運送料債権1及び2の譲渡は無効となる。

イ したがって、原告は、本件派遣料債権のみを有効に譲り受け、本件供託1に係る供託金のうち、これに係る34万9038円の還付請求権を有するものと認められる一方、本件供託1に係る供託金のうち本件運送料債権1に係る20万5200円、及び本件供託2に係る供託金(本件運送料債権2相当額)については、還付請求権を有するものとは認められない。

ウ そして、前記第2の1(7)の東京国税局長による差押え等の事実を併せて考慮すれば、上記の、本件供託1に係る供託金のうち本件運送料債権1に係る20万5200円、及び本件供託2に係る供託金(本件運送料債権2相当額)については、被告がそれぞれ還付請求権を有するものと認められる。

また、原告が被供託者の一人とされる本件供託3に係る供託金(本件運送料債権3相当額)についても、被告が還付請求権を有するものと認められる。

#### 4 結論

よって、原告の本訴請求は、主文記載の限度で理由があり、その余は理由がないから棄却することとし、被告の反訴請求はいずれも理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判官 大島 広規

別紙 省略